

中津川市個人情報保護審査会議事録

平成29年10月6日(金) 14:00 から 15:30

中津川市役所5階 5-2委員会室

行政管理課長	<p>時間となりましたので、中津川市個人情報保護審査会を開会いたします。私は、審査会事務局の嶋崎と申します。</p> <p>本日の議事は、2時間程度の予定で進めさせていただきますのでご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それではまず、昨年新しく任期が始まって以来、初めての開催のため、本審査会の細則が規定されております「中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則」第3条第2項の規定に基づきまして、会長及び副会長を互選いただきたいと思います。</p> <p>提案などがございましたら、よろしくお願い致します。</p>
佐藤委員	<p>会長に後藤委員、副会長に池田委員を提案します。</p>
行政管理課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま佐藤委員から、会長に後藤委員、副会長に池田委員ということで提案いただきました。いかがでしょうか？</p>
池田委員	<p>異議なし</p>
行政管理課長	<p>ご異議が無いということですので、会長は後藤委員様、副会長は池田委員様ということで、決定させていただきます。</p> <p>それでは、後藤会長、ごあいさつとこの後の議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>会長に選任いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>個人情報の取り扱いにつきましては、近年ますます注目を浴びております。皆様のお力をいただきまして、適正に責務を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の委員会については、原則公開となっておりますが、中津川市審議会等の会議の公開に関する指針第4条の規定により、審査会に諮って決定することとなっております。</p> <p>本日の案件は、指針第3条各号の公開しない場合にあてはまらないため、公開することとしてよろしいですか。お諮りいたします。</p>
池田委員	<p>異議なし</p>

<p>後藤会長</p>	<p>ご異議がないようですので、本日の委員会は公開とすることに決定しました。</p> <p>それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。</p> <p>平成 29 年 9 月 22 日付けで、中津川市長から当審査会に対して諮問第 1 号のとおり「臓器移植に伴う児童虐待情報確認事務に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供の可否について」が諮問されております。</p> <p>中津川市個人情報保護条例第 6 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 7 号並びに第 7 条第 1 項第 4 号に定められておりますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、基本的人権の侵害又は社会的差別の原因となる個人情報を収集し、及び本人以外から収集することが可能となり、また個人情報の外部提供の制限が解除されることとなります。</p> <p>そこで諮問第 1 号についてお諮りするものでありますが、まず、福祉相談室の方から説明をお願いします。</p>
<p>福祉相談室長</p>	<p>よろしく申し上げます。福祉相談室長の原です。</p> <p>福祉相談室におきましては、家庭における児童養育相談とかひとり親家庭の自立支援に向けた相談等の対応をしております。そういった業務の中で児童虐待とかDVに関する対応というのが入っておりますので、そちらに関して今回案件がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>詳細につきましては補佐からご説明させていただきます。</p>
<p>福祉相談室長補佐</p>	<p>福祉相談室長補佐の廣瀬と申します。よろしくお願ひいたします。説明をさせていただきます。</p> <p>まずは、臓器移植法等の概要を説明させていただきます。</p> <p>平成 9 年 1 0 月 1 6 日に「臓器の移植に関する法律」が施行され、脳死後の臓器移植が可能となりました。</p> <p>平成 2 2 年 7 月 1 7 日に 臓器移植法が改正され、本人が意識不明でも家族の承諾で臓器提供が可能となり、あわせて、1 5 歳未満の脳死下臓器提供が可能となりました。ただし、1 8 歳未満の児童からの臓器提供については、厚生労働省が制定したガイドラインにより、脳死、心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこととされました。</p> <p>これにより、児童からの臓器の摘出を行おうとする医療施設においては、臓器提供を行う施設が参照すべき指針において、同施設が虐待の可能性の有無を判断するために、児童相</p>

談所等に該当児童にかかる児童虐待情報等を照会することが示されました。

この照会に対応するために、今回この審査会に審議をお願いしたもので、諮問第1号に沿って説明させていただきます。

実施機関は、市長。業務の名称は、臓器移植に伴う医療機関との児童虐待情報確認事務。業務の目的は、18歳未満の児童からの臓器提供を行う医療機関から児童虐待や配偶者暴力に関する情報の照会があった際、情報提供を適切に行うことにより、虐待を受けた児童から臓器が摘出されることのないようにするもの。

根拠法令等ということで、4つ上げております。

以上の法律、ガイドライン、通知が、医療機関が虐待情報を求める根拠となっていて、対応のために今回添付させていただいた要綱も作成したいということになっております。

中津川市個人情報保護条例第6条、第7条により本審議会に承認をお願いするものです。

収集及び提供する個人情報の内容ということで、要綱で様式を定めたく、お手元の様式1、2でご説明させていただきます。

中津川市個人情報保護条例第6条の規定にかかる収集・保管の制限及び本人以外からの収集の制限関係については、様式1号にあります情報、まず臓器提供を検討している児童及び臓器提供を検討している児童のきょうだいの氏名、性別、生年月日、続柄、住所の記入を求めるものです。

医療機関が把握した情報をこちらに提供していただいて、それを基にして、中津川市個人情報保護条例第7条の規定による目的外利用及び外部提供の制限関係で要綱案の様式2になりますが、1から4まであります。1. 臓器提供を検討している児童についての対応経過について、ということで市の虐待相談としての対応の有無、有りの場合はその期間もです。続きまして、2. 当該児童のきょうだいにかかる対応経過の有無とその期間、更に不審死及び乳幼児突然死症候群（疑いを含む。）に関する情報の有無も回答する形です。3. 当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無その時期。4. として当該児童の保護者が覚醒剤、麻薬その他の違法薬物を使用しているという情報の把握の有無という形になっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

後藤会長

それでは、諮問事項の審議に入ります。

ただいまの福祉相談室からの説明に対して質疑があればど

<p>福祉相談室長補佐</p>	<p>うぞ。</p> <p>私の方で、最初にいただいた資料の中で、個人情報保護条例第6条第2項にアンダーラインが引いてありまして、中津川市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上時に必要があると認められた場合に第2項による個人情報の収集・保管してはならない原則が解除されて、できるようになる、こういう規定になっているわけですね。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>はいそうです。</p>
<p>福祉相談室長補佐</p>	<p>条例の建て付けは、個々の子どもの臓器摘出にあたって、医療機関の方から情報を教えて欲しいという依頼があった場合に審査会にかけて、先ほどの説明にあったような情報について、公益上必要があると認めると、「いいですよ」となる建て付けになっているが、それを1つずつやっていると時間がかかるのと、こういう場合、虐待されていない人の場合には、迅速にやらなければならない部分もあるので、「中津川市臓器移植に伴う児童虐待情報等の取扱いに関する要綱」を市で定めて、目的は先ほどの説明にあったようなこと、定義として「臓器提供施設」は何か、「きょうだい」とは何か、などが規定されていて、要綱の第3条で先ほど説明された提供する情報を限定してここに規定されている4つのことだけに絞ると。そして第4条の臓器提供施設の方から提供の申し出が有った場合は、第5条の手続きにより様式1を出してもらって、そして第6条で様式2号の範囲でお答えする、そういう建て付けにしたいと。</p> <p>この制度的なことを、今回我々の方は中津川市個人情報保護条例の第6条関係「公益上特に必要があると認められた場合」は要綱に従った取り扱いをしていただいても構いませんと、こういうことを考えてやっていけばいいですね。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>そうです。</p>
<p>福祉相談室長補佐</p>	<p>委員の皆さん、今のようなことを前提としてください。</p> <p>執行機関の方で、要綱に基づいてこういうやり方をしたいと、その場合もこの限定の範囲でということ、包括的にある程度審査会の方でOKを出すと。最近こういった事例があったようですが、全国的にはあまり無い事案のようです。</p>
<p>福祉相談室長補佐</p>	<p>報道機関の資料によりますと、15例目ということですか。</p>

<p>後藤会長</p>	<p>今回の当市のような扱いをやっているところがあるようですし、いただいた資料を基にインターネットで調べたところ、平成22年の改正の附則で、「政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。</p> <p>そこでガイドラインも先ほどの説明のように直したのですね。</p> <p>附則5号を受けて要件、手続きをちゃんと整備してくださいね、というガイドラインができて、ガイドラインに沿って行うことで適正な対応ができるようにしませんかというものです。</p> <p>それぞれの都道府県、市町村によって決めてもいい感じですかね。なので、当市の場合は、要綱によって答える中身も限定する形で、取り扱いをしないと、こういう諮問であります。</p> <p>これに対して、ご質問があれば出していただければと思います。原則、虐待された子からは移植しないと、それが法の建て付けですね。虐待の相談があった段階でそうなるわけですね？</p>
<p>福祉相談室長補佐</p>	<p>総合的には臓器提供施設が判断されるとは思いますが、おそらくそうなりますね。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>相談の結果については？</p>
<p>福祉相談室長補佐</p>	<p>相談内容とか、相談結果までは求められていませんので、答えません。相談の事実があったことと、継続中も含めて「期間」です。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>臓器提供施設が情報の提供を申し出ることができる機関になるわけですが、ここが判断するのですね。臓器移植のやり方としては各医療機関に倫理委員会とかあって、法に触れないように問い合わせをする。しかし、普通は教えてもらえない個人情報なんだけど、この要綱の条件に合う場合には、適切に対応したいということですね。</p>
<p>池田副会長</p>	<p>中津川市では、児童からの臓器移植の事例がありましたか？</p>

福祉相談室長補佐	<p>本年6月にありまして、県内の医療機関から照会がありました。このときは要綱等がなかったので、個人情報保護条例第6条第3項、第7条第1項第3号、同じような条文になっておりますが、「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合」ということで判断しまして、対応させていただきました。</p> <p>ただし、この判断をするまでに時間がかかり、緊急な脳死の場合のケースだったら果たして対応できたかな？と。要綱の方には時間がない場合には、口頭で答えても良いと第5条第2項に規定がありますので、次回こういったケースがあった場合には、今回お認めいただければ迅速に対応できると考えております。</p>
後藤会長	<p>個人情報保護条例第7条第1項第3号で対応される場合は、実施機関の方が裁量判断をすることになる。要綱もない。広い幅の中で適切に判断をしようという努力をされたため時間がかかったということでしょう。</p> <p>それに対して今度の要綱は裁量判断の幅をぐっと狭めるという効果がある。すると迅速に対応できるようになる。要綱を作らないで第7条第3号でできないわけではないが、よろしくない。</p>
福祉相談室長補佐	<p>そうですね、続くようですと審査会にかけることもできるのに、ということにもなりますので。</p>
後藤会長	<p>いろんな選択肢があることはあるんだけど、特に参考にした自治体はありますか？市で考えられたものですか？</p>
福祉相談室長補佐	<p>岐阜県が定めているものを参考に、今回要綱を策定しました。内容はほぼ準じております。</p>
佐藤委員	<p>開示される内容ですが、諮問第1号の「5 収集及び提供する個人情報の内容」の(1)及び(2)に限定されるのですか？</p>
福祉相談室長補佐	<p>はい、これだけに限定し、これ以上は答えません。これだけの情報で、臓器提供施設には判断していただくということです。虐待の内容であるとか、具体的に今の状況がどうだとか経過も含めて。</p>
佐藤委員	<p>保護者がアルコール依存症であるとかも含めてですか？</p>

福祉相談室長補佐	その内容はここでは入っておりません。ここにあるのは、覚せい剤や麻薬などの違法薬物についてですね。ただし、これについては警察にも照会されるものです。実際の業務の中でそこまでつかんでいるということはありませんし、警察の取り扱う範疇だろうと考えます。
後藤会長	ただいまご指摘のあった4項目というのが、要綱（案）第3条の第1号から第4号までということですね。
福祉相談室長補佐	そうです。
後藤会長	直接提供することになった子の「きょうだい」でも、ということですね。
福祉相談室長補佐	虐待があれば、可能性としては他の「きょうだい」も同じような虐待を受けている可能性が考えられるということです。
後藤会長	DVでもですね？
福祉相談室長補佐	そうですね、DVにも種類がありまして、身体とか、性的とか、心理的、ネグレクトとかありまして、心理的な分野に子どもが受ける面前DVというものがありまして、親同士のDVを見ていると、それを見ていた子どもが影響を受けることになる。これをひとつの虐待であるといった考えがありまして、この項目があります。
後藤会長	後は質問はないですか？では審議を終了させていただきます。
行政管理課長	福祉相談室の方は、ありがとうございました。
後藤会長	これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。 再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。
行政管理課長	福祉相談室の方は、お疲れ様でした。 それでは、第1号の諮問につきましては、ただいまから答申案を配付させていただきます。事務局の方で作成させていただいておりますので、今の審議の内容を参考にさせていただいて、

	<p>答申案の内容について審議していただきます。</p> <p>ただいま会長の方から休憩をいただきましたので、14時45分まで、答申案を配付させていただきますので、お目通しをよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">～休憩中～</p>
後藤会長	<p>それでは、審査会を再開します。</p> <p>お手元に答申案を配付させていただきましたので、ご審議をお願いします。</p>
後藤会長	<p>この答申案にご異議ありませんか？</p>
池田委員	<p>異議なし</p>
後藤会長	<p>ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。</p>
行政管理課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の説明員を呼んでまいります。</p>
後藤会長	<p>続きまして、諮問第2号、「防犯カメラによる画像記録の収集の可否について」をお諮りいたします。</p> <p>中津川市個人情報保護条例第6条第2項第2号及び同条第3項第7号に規定がありますが、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、基本的人権の侵害又は社会的差別の原因となる個人情報の収集が可能になり、本人以外から収集することも可能となります。</p> <p>今回の諮問事項であります、防犯カメラによる画像記録の収集の可否について、担当課から説明をお願いします。</p>
行政管理課補佐	<p>それでは、担当課からの説明に先立ちまして、行政管理課課長補佐をしております、森と申しますが、私の方から概略を説明させていただきます。</p> <p>防犯カメラの取り扱いにつきましては、法律に定めがありません。そのため、中津川市個人情報保護条例第6条第2項第1号の規定による法令や条例に基づいた収集、保管ではありません。</p> <p>また防犯カメラは、不特定多数の個人の肖像を撮影することになり、防犯カメラの特性上本人の同意を得ることが困難であ</p>

環境政策課長

るため、中津川市個人情報保護条例第6条第3項第7号の規定により、審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めていただく必要があります。そのため、審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めていただきたく、諮問させていただいたものであります。後ほど担当課から詳細をご説明しますが、このたび市では不法投棄監視カメラを設置しようとしております。

全国事例では、条例やガイドラインを設けて市民が設置する防犯カメラも含めた規制をしている自治体もありますが、今回、中津川市では市が設置するものだけを対象とするため、「規則」を制定し、市が設置する防犯カメラについては、設置目的によってそれぞれ要綱を設けて、目的や管理責任者を明確にして運用をしていきたいというものです。

今回制定予定の規程（案）の中では、まず市が防犯カメラを設置する施設等、防犯カメラとは、画像データとは、といったことを定義します。

それから管理責任者の設置義務及び責務、職員に対する適正運用の義務、防犯カメラ設置の表示、画像データの保管方法及び編集・加工の禁止、画像データの保管期間は原則1月以内とする、画像データの目的外利用の禁止、画像データの複製の制限、中津川市個人情報保護条例の開示請求等への対応といったことが、規則に規定されております。

その中で個別に防犯カメラを運用する場合、今回ですと不法投棄監視カメラを取り付ける場合「中津川市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱」といった要綱を設けまして、個別に運用していくものです。

それでは、不法投棄監視カメラの設置について、担当課よりご説明いたします。

環境政策課の早川と申します。よろしく申し上げます。

中津川市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱について、ご説明申し上げます。

不法投棄監視カメラの設置目的としましては、不法投棄、つまり廃棄物を捨てる行為の未然防止を図ること、そして不法投棄された場合不法投棄者を特定し、不法投棄物の撤去を指導することを目的としております。

監視カメラの画像については、先ほどの説明にありましたとおり、個人が特定できる情報として個人情報にあたります。よって個人情報に配慮した監視カメラの運用について定めようとしております。内容の詳細につきましては、課長補佐の吉村

<p>環境政策課長補佐</p>	<p>からご説明させていただきます。</p> <p>環境政策課の吉村です。よろしくお願ひします。</p> <p>不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱の中身についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、規則の方で設置が規定されます管理責任者については、生活環境部環境政策課長とします。管理責任者は、電磁的記録媒体及び分析・保存装置を操作する取扱責任者を指定するものとし、取扱責任者は、管理責任者の指示に従って画像データの分析や保存を行うものとする。</p> <p>カメラの設置場所については、職員によるパトロール及び市民等からの情報に基づいて、不法投棄が多発している場所に設置できるものとします。カメラの設置は、不法投棄があった場所の属する自治会等、現に不法投棄により被害を受けている者からの申請に基づいて行うものとします。</p> <p>カメラで撮影された画像の閲覧や分析は、不法投棄の状況確認及び原因の究明に使用する場合に限り行います。</p> <p>画像データの保管期間は、原則として14日間とします。また、画像データは、保存の必要がなくなり次第、速やかに消去します。</p> <p>画像データの外部提供は、捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合に行うものとします。以上で説明を終わります。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>それでは、諮問事項の審議に入ります。</p> <p>ただいまの環境政策課からの説明に対して質疑があれば、お願いいたします。</p> <p>建て付けに疑問がありますが、規則が不法投棄監視カメラも含んだ防犯カメラ全般についての規則ですか？</p>
<p>行政管理課補佐</p>	<p>そうです。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>今回の審査は、規則か要綱かどちらの審査になりますか？</p> <p>諮問第2号には、括弧書きで（不法投棄監視カメラによる画像記録の収集の可否について）となっておりますので、別の目的でカメラをつけるときは、また別で諮問になるのでしょうか</p>
<p>行政管理課補佐</p>	<p>今回は包括的に市が規則を定めてやっていくというところを審査していただきたいのですが、このきっかけが不法投棄の監視カメラから始まったものですから、一つ一つの案件を審査</p>

	<p>するとなると、全部審査会にかけないといけませんので、不法投棄の監視カメラをつけるその要綱を審査していただくなら、規則を定めてそれを審査会にかけた方がいいだろうという考えです。</p>
後藤会長	<p>そこが難しいところで、規則についてだけ意見を述べるのか、この場合、要綱との関係で細かさが違ってくるといことですね。</p> <p>「取扱責任者」という言葉は、規則では規定されていますか？</p>
行政管理課補佐	<p>規則第3条では「管理責任者」の設置を義務付けておりまして、詳細な要綱の方では、責任者が誰かを規定してあります。</p>
後藤会長	<p>取扱責任者は？</p>
行政管理課補佐	<p>取扱責任者は、規則では「職員」です。</p>
後藤会長	<p>規則第4条の「防犯カメラ及び画像データを取り扱う職員」となっていますが、そういうことでいいですか？</p>
行政管理課補佐	<p>はい、それを要綱では、「取扱責任者」としております。</p>
後藤会長	<p>規則では、「取り扱う職員」。要綱では、「取扱責任者」、ということですね。では、今回は「規則」を見る格好になるということですね。諮問2の括弧書き（不法投棄監視カメラによる画像記録の収集の可否について）は、無い方が良かったですね。</p>
行政管理課補佐	<p>防犯カメラ及びこの規則の所管課は防災安全課になりますが、今回防災安全課は防犯カメラを取り付けません。環境政策課が不法投棄監視カメラを取り付けたいため、そのように書かせていただきました。</p>
後藤会長	<p>防災安全課も規則に従って、今後要綱を作って防犯カメラを設置していくのですかね？規則をちゃんと抑えているかについて、みていきますか。規則の目的は、防犯だけですか？市民の安全を守るためという大きな概念でよろしいですか？</p>
行政管理課補佐	<p>規則第2条第2号の防犯カメラの定義に規定しておりまして、こちらで広く運用していきたいと考えております。</p>

後藤会長	<p>防犯カメラについては、以前からいろいろと議論されておりまして、初めから犯罪捜査の目的で設置されたものについてはどうもダメみたいですね。</p> <p>今回の場合、例として上げられた不法投棄の監視カメラというのは、市民の安全を守るためということになるんですかね？</p> <p>具体的にはどこに設置するのですか、不法投棄されそうな場所に設置するのですか？</p>
環境政策課長	<p>基本的には不法投棄が多いところです。</p> <p>区長や町内会長から、いつも捨てられて困っているという相談を受けまして、そのときは撤去するのですが、またそこに捨てられてしまう。捨てやすい場所は限られていまして、そういったところに設置して抑止力になれば、と考えております。</p>
池田副会長	<p>その場所は、町内会あるいは市が決められた施設ということですか？</p>
環境政策課長	<p>映しやすい場所、設置するモノ、家などにつけさせていただいたり、土地の所有者の許可を得て設置します。</p>
池田副会長	<p>キャンプの帰りにゴミを捨てるというような人もいますが、そういうような人も入りますか？</p>
環境政策課長	<p>そういった人を見つけても、なかなか追跡が難しいので、基本的に考えているのは、例えば、タイヤや家電を車で積んできて捨てていくような案件で、警察にも相談させていただいたのですが、やはり車のナンバーから捜査がしやすいということですので、ナンバープレートが映るような位置に設置したいと考えております。</p>
後藤会長	<p>データの利用方法のところは大丈夫ですか？防犯カメラの設置は表示しますか？</p>
環境政策課長	<p>表示します。</p>
後藤会長	<p>目的は、規則の第2条第2号になりますかね。</p>
環境政策課長	<p>はい、要綱の第1条において、「不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄者を特定し、不法投棄物の撤去を指導することを目的」と規定しております。</p>

後藤会長	期間は1月が限度ですか？要綱の中には14日間と書いてありますが。
環境政策課長	14日間は保管期間です。設置の期間は1ヶ月です。
後藤会長	原則1ヶ月だけど自動延長かな？
環境政策課長	1ヶ月に限りですが、1ヶ月間捨ててなければ別のところに設置します。
後藤会長	あちらこちらに付けるわけでは無いのですね？
環境政策課長	はい。
後藤会長	他にご質問はありませんか？
佐藤委員	規則の第10条第1項の捜査機関からの公文書とは、具体的にはどんな文書ですか？
行政管理課長補佐	捜査の手順、法令にのっとった文書での照会になります。不法投棄も犯罪ですので、広く犯罪と考えております。
後藤会長	第10条第1号は、捜査機関の発行するものですよね？ 有無を言わず捜査できるのは、司法機関が捜査機関の申し立てによって令状とよばれるものでできるものもあり、それに限定してやるところもあれば、捜査機関の警察を信用してやるところもある。 中津川市は後者を選んでいるが、口頭では出さず、文書での依頼でしか出さない。 こちらから出すこともありますか？大きな不法投棄が有ったりした場合などは？
環境政策課長	あります。
行政管理課長補佐	それは目的でもありますので、目的の範囲内では利用させていただきます。
後藤会長	犯罪捜査で、特定の人を遠隔操作で映すカメラを設置した事例は違法だということで、損害賠償が認められた例がある。 東京都では、店の中から外を写していたものが条例上ダメだ

<p>行政管理課長</p>	<p>といわれた例もある。</p> <p>最近では、犯罪も多いので監視カメラをもっとつけろといった意見もある。新幹線内での焼身自殺事件があつてから、デッキだけではなく、車内もカメラで映すようになった。</p> <p>他に質疑が無ければ質疑を終了します。</p> <p>これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づいて、中津川市長への答申の案を作成します。</p> <p>再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。</p> <p>それでは、ただいまから、14時20分ごろまで休憩といたします。</p> <p>それでは、環境政策課の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>委員の皆様には答申案を配付させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～休憩中～</p>
<p>後藤会長</p>	<p>審査会を再開します。</p> <p>お手元に答申案を配付させていただきましたので、ご審議をお願いします。この答申案にご異議ありませんか？</p>
<p>池田副会長</p>	<p>異議なし</p>
<p>後藤会長</p>	<p>ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。</p> <p>本日の審議結果は、近日中に事務局において手続を経て、中津川市長へ答申していただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、中津川市個人情報保護審査会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>15 : 30</p>	